

岡山県診療放射線技師会 学術研究助成規程

岡山県診療放射線技師会 学術研究助成規程を次のように定める。

(通則)

第 1 条 学術研究助成金（以下「助成金」）の交付については、当該年度予算の範囲内において交付するものとし、審査を通過した研究題目一題につき一口 100000 円を交付する。ただし、本規定の対象者は岡山県診療放射線技師会会員とする。

(目的)

第 2 条 本規定は、岡山県内における診療放射線技術学領域の学術および研究の振興を図り、公益に資することを目的とする。

(助成金交付の対象および条件)

第 3 条 助成金交付の対象および条件を下記に示す。

1. 申請者本人が筆頭著者であること。
2. 本規定において申請可能な筆頭著者の上限年齢は満年齢で 40 歳とする。
3. 学術上重要な研究であり、岡山県診療放射線技師会の設置する審査委員会による審査を通過したもの。
4. 助成金交付対象者に選出されたものは、交付決定より 1 年以内に関連学会における成果報告並びに岡山県診療放射線技師会会誌へ研究成果の要旨の投稿が義務付けられる。
 - i 関連学会の成果報告において助成を受けたことについて謝辞を示すこと。
 - ii 岡山県診療放射線技師会会誌へ投稿する要旨当会学術論文投稿規程および執筆要領に則り上限 6 頁にまとめ提出すること。

(助成金使途)

第 4 条 当該研究に係る資材調達の外に学会等の参加経費（旅費・滞在費・参加費・発表資料作成費等）として助成金を使用すること。

(助成金交付の申請方法)

第 5 条 所定の申請用紙に必要事項を記入の上、当該研究の素案を図表を含む A4 用紙 6 頁以内にまとめた文書を添えて申請用紙と一緒に岡山県診療放射線技師会 事務局 組織委員会宛へ送付すること。

(情報公開)

第 6 条 助成が決定した場合、関連学会の成果報告後 1 カ月以内に、氏名、所属機関、職名、参加学会名、演題等の情報を所定の用紙に記載するか電子媒体を利用し提出していただき、提出いただいた情報を下記の要領で公開する。

1. 岡山県診療放射線技師会ホームページならびにニュース等により逐次公開する。
2. 当会の発行する岡山県診療放射線技師会会誌 (冊子体、例年 2 月頃発刊予定) へ掲載する。

補則

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

- 2 その他、必要な規程は、その都度理事会において決議することができる。

附則

1. この規程は、平成 28 年 3 月 18 日より施行する。

令和 5 年 3 月 4 日 一部改訂